

【韓国】公職選挙法改正—在外国国民も投票が可能に

海外立法情報課・白井 京

＊2009年2月12日、改正公職選挙法が公布された。この改正により、駐在や留学などの事情で中長期的に海外に在住する韓国国民のみならず、日本生まれの在日韓国人を含む海外永住者も選挙での投票が可能になる。

これまで何年もかけて議論されてきた在外国国民の選挙への参加が、ようやく実現する。改正前の公職選挙法は、第15条（選挙権）で19歳以上の国民に選挙権があることを明記しつつも、第37条第1項（名簿作成）では各自治体の長に対し基準日に「住民登録がなされている者」について選挙人名簿を作成するよう定めていた。すなわち、海外に居住する韓国国民に対しても選挙権は付与されているものの、住民登録をしていなければこれらの者が選挙人名簿に掲載されることはないため、実際には選挙に参加することは不可能だったのである。また、住民登録はしているものの留学や駐在などの理由で長期的に海外に在住する者については、選挙人名簿には掲載されても海外での投票手段が整備されていないことから投票は不可能であった。

韓国の「在外同胞」は約700万人、このうち韓国国籍を有する「在外国国民」は約302万人である（注1）。在外国国民のうち、在日韓国人を含む永住権者は約147万人、駐在や留学等による海外在住者は約155万人とされる。147万人の永住権者は、米国（73万人）、日本（52万人）が圧倒的に多く、カナダ（8万人）、中南米（7万人）と続く。中央選挙管理委員会は、海外に在住し選挙権を有する満19歳以上の者を約240万人と見積もっている。この数字は、過去2回の大統領選挙で数十万票という僅差により勝敗が決した（注2）ことを考えれば非常に大きな数であり、いわば大票田である。

今回の改正により、「第14章の2 在外選挙に関する特例」が新設されたほか、関連条項が改正されて詳細な手続きが定められた。概要は以下の通りである。

- ・対象者は満19歳以上の韓国国民で海外に在住する者（推定240万人）。
- ・2012年4月の第19代（任期：2012～2016年）国会議員総選挙から実施予定。
- ・投票を行うには、選挙毎に登録が必要になる。対象となる選挙は、当該選挙人の属性によって異なる。

留学、駐在などで海外に在住している韓国国民

韓国国内で住民登録をしているものの選挙期間中に海外に在住している者は、選挙日の150日から60日前に、住民登録をした地方自治体の長に対し、在外公館を通じて「国外不在者申告」を行う。これらの者は「国外不在者」となる。国外不在者は、大統領選挙及び国会議員総選挙（小選挙区及び比例代表）（注3）について投票が可能である。

在外国民のうち、国内居所申告者

在外国民のうち事業などの理由で継続的に韓国国内に居住する者は、「在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律」による「国内居所申告」を行うことで、事業等に必要な各種の証明が取得しやすくなる。この「国内居所申告」を行っている者については、大統領選挙、国会議員選挙のみならず、地方選挙での投票も可能となり、一定の条件付きで地方選挙での被選挙権も付与される。

住民登録も国内居所申告もしていない在外国民(多くの在日韓国人が含まれる)

選挙日の 150 日から 60 日前に、直接在外公館を訪問して中央選挙管理委員会に登録を申請する。届出の際にはパスポートの写しや各種の証明書類を添える必要がある。これらの者が登録すると「在外選挙人」となる。在外選挙人が投票できる選挙は、大統領選挙及び国会議員総選挙（比例代表のみ）である。

- ・ 選挙日 180 日前から選挙日 30 日後までの期間、在外公館に「在外選挙管理委員会」が設置される。
- ・ 在外選挙の選挙運動については、①政党・候補者のホームページ、②衛星放送施設を活用した放送広告と放送演説、③インターネット広告、④電話、口頭選挙運動に限られ、それ以外の選挙運動を実施した場合には罰則・取締りの対象となる。
- ・ 中央選挙管理委員会は、選挙情報について①在外公館の掲示板、②中央選挙管理委員会、外務省、在外公館のホームページ、③E メール（事前希望者のみ）を利用して提供する。
- ・ 投票用紙は、案内文や回送用封筒と共に選挙日 25 日前までに国際特急郵便（EMS）で郵送される。在外投票所は在外公館に設置され、選挙日 14 日前から 9 日前までの 6 日間、午前 10 時から午後 5 時まで運営される。
- ・ 選挙人は在外公館を訪問し、投票用紙、送付封筒、回送用封筒とパスポートを提示して本人確認をし、投票用紙に記入して回送用封筒に入れ、封印して投票箱に入れる。
- ・ これらの在外投票用紙は、投票を締め切った後に外務省を経由して中央選挙管理委員会に送付される。

登録と投票の 2 回にわたって公館に赴く必要があることから、実際にはそれほど多くの投票は見込めないのではないかと指摘もある。なお、国会での審議では、船上投票の導入について与野党間で議論が展開されたが結論が出ず、導入が見送られた。

注(インターネット情報はすべて 2009 年 3 月 19 日現在である。)

- (1) 数値はすべて法案資料による。なお 2009 年 1 月 1 日、住民登録上の韓国人口は 4954 万人。
- (2) 中央選挙管理委員会ウェブサイト「歴代選挙情報システム」<<http://www.nec.go.kr/sinfo/index.html>>によれば、盧武鉉前大統領を選出した 2002 年の第 16 代大統領選挙時には 570,980 票差、金大中元大統領を選出した 1997 年の第 15 代大統領選挙時には 390,557 票の僅差であった。
- (3) 韓国の国会には解散がなく、議員は小選挙区比例代表並立制による選挙で選出される。在外国民が投票できるのは任期満了に伴う総選挙だけであり、欠員による補充選挙には参加できない。